

療育手帳の在り方について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

- 療育手帳は、現時点で法的な位置づけはなく、各自治体が自治事務として運用しており、自治体ごとに検査方法等の判定方法や、IQの上限値や発達障害の取扱い等の認定基準にばらつきあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況等が指摘されている。
- 療育手帳の運用の統一化に関連して、令和2年度から3年度にかけて実施された厚生労働科学研究「療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究」（研究代表者：辻井正次）の研究成果では、療育手帳の基準の統一化を図るために必要なこととして、
 - ・ 検査時間の長さや費用の高さ等による実務上の懸念に対応するための、知的能力等に関する児童用の評価ツールの開発
 - ・ 国際標準であるICD-11に基づく知能検査及び適応行動評価を実施するためのトレーニングを受けた専門家の養成
 - ・ 統一化を進めた場合でも、支援が必要な方が引き続き支援を受けられるようにするための施策の整理等が挙げられたところ。
- 令和3年12月の中間整理において、療育手帳の在り方については、「国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、幅広く調査研究を続けるべきである」と指摘された。
- これらを受け、令和4年度において障害者総合福祉推進事業「療育手帳その他関連諸施策の実態等に関する調査研究」を実施するとともに、令和4年度から6年度にかけて厚生労働科学研究補助金「療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究」を実施することを予定している。

検討の方向性

- 療育手帳の在り方については、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響及び法令上の対応等も含め、引き続き、令和4年度から実施予定の調査研究を着実に進めるなど、幅広く調査研究を続けるべきである。

「療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究」
 (厚生労働科学研究費補助金 研究代表者：辻井正次 令和2年度～3年度(2力年))

※最終的な研究報告書は、令和4年6月以降に公表される予定。

令和2年度の主な成果

◎児童相談所・知的障害者更生相談所向けアンケート調査(209カ所)

- ・現在療育手帳の判定に用いられている情報の範囲や内容を確認したところ、収集している情報の範囲には大きなばらつきが認められるものの、「知的機能・発達状況の測定」、「日常生活の状況の聴取」、「医療・健康面のチェック」は過半数の機関で行っていた
- ・「ウェクスラー式」や「Vineland- II」を導入する場合の現場の受け止めや課題等について確認したところ、検査時間の長さや費用負担の増加の懸念が挙げられた

◎成人一般(418人)及び知的障害者(33人)のデータを用いた判別精度の検証

- ・「知的機能」、「適応行動尺度」単独で評価するより、両者の合成値を用いて判定するほうが、知的障害者の判別において高い精度を有していた(※18歳未満の集団での検証は未実施)

◎心理アセスメント検査の国際的評価モデルを用いた複数の検査方法の比較評価

- ・「知的機能」については現在普及している「ビネー式」より「ウェクスラー式」が、適応行動尺度については現在普及している「S-M社会生活能力検査」より「Vineland- II」が基準値の質、信頼性、妥当性の観点で他の方法より優れていた



令和3年度の主な成果

◎複数の知的機能検査の並行実施による有効性の比較検証(現在、結果をとりまとめ中)

- ・療育手帳を取得している、もしくは取得する予定である幼児から成人までの90名に対し、ビネー式知能検査、ウェクスラー式知能検査(幼児はK式知能検査も実施)、日本版Vineland- II 適応行動尺度、S-M式社会生活能力検査(中学生まで)を並行して実施
- ⇒ビネー式知能検査等による比例IQと、ウェクスラー式知能検査による偏差IQの結果の差異を明らかにする
- ⇒比例IQを偏差IQの関連性を検証し、比例IQの数値に相当する偏差IQにおける信頼区間の明確化(換算する手法の検討)



療育手帳の基準の統一化を図るために必要であると示唆されたこと

- ◎知的障害の診断の国際標準であるICD-11に基づいた療育手帳の判定の方法、基準、重症度区分の具体案
- ◎検査時間の長さや費用の高さ等による実務上の懸念に対応するための、幼児・児童用のアセスメントツールの開発
- ◎ICD-11に基づく知能検査及び適応行動評価を実施するためのトレーニングを受けた専門家の養成
- ◎ウェクスラー式知能検査以外の、現在実施されている知能検査での実施の場合の比例IQから偏差IQへ換算する方法
- ◎ICD-11に準拠した判定を行った場合に、現在療育手帳を取得できている人が取得できなくなり、必要な支援を受けられなくなることを防ぐための施策

障害者総合福祉推進事業の実施

令和4年度 障害者総合福祉推進事業に係る公募について(1次公募)〈抜粋〉 (令和4年2月22日公表)

指定課題1:療育手帳その他関連諸施策の実態等に関する調査研究

事業概要:

療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき、各自治体が自治事務として実施しているが、対象者の判定方法や認定基準等にばらつきがあるため、統一化の必要性が指摘されている。一方、療育手帳は知的障害児者への様々な支援に結び着いているため、統一化を進めた場合の影響について慎重に検討する必要がある。本事業は、療育手帳の運用方法の統一化の検討に向けて、関連諸施策や関係機関への影響、比較的軽度の知的障害児者への支援のあり方等について検討するため、国内及び国外の実態について網羅的かつ俯瞰的に知見を得ることを目的とする。

想定される事業の手法・内容:

- ・ 障害者手帳の判定業務に関する実態調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター向けのアンケート調査等)
- ・ 知的障害児者への支援の実施状況に関する調査(知的障害者更生相談所、児童相談所、市町村、その他関係機関向けのアンケート調査等)
- ・ 外国における知的障害児者への支援の実態に関する調査(文献調査等)
- ・ 我が国の国際基準に基づく知的障害や発達障害のある者の数に関する調査(文献調査等)
- ・ 有識者によるアンケート調査票の内容の検討、調査結果の評価、それを踏まえた療育手帳の運用の統一化に向けた提言等

補助基準額:年間 12,000 千円を上限とする

期間: 令和4年度(単年度)

厚生労働科学研究の実施

令和4年度 厚生労働科学研究費補助金公募要項(一次) 令和3年12月21日公表

障害者政策総合研究事業

GC-14 公募研究課題 <抜粋>

(1) 研究課題名

療育手帳の交付判定及び知的障害に関する専門的な支援等に資する知的能力・適応行動の評価手法の開発のための研究(22GC1401)

(2) 目標

療育手帳の交付判定や知的障害に関する相談指導等に必要となる知的能力・適応行動の評価手法は、自治体ごとに異なることが指摘されており、標準化や質の向上を進める必要がある。本研究は、療育手帳の交付判定や、知的障害児者の地域生活に対する必要な支援の検討等において、全国の自治体が広く活用できる、知的能力・適応行動に関する簡便かつ効果的な評価手法の開発と検証を行うことを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 全国の自治体が広く活用することが可能な、知的能力・適応行動に関する簡便かつ効果的な評価手法の開発。
- ・ 評価手法による判定結果と必要とされる支援の内容との関係性に関する、実際のデータに基づいた検証の実施。
- ・ 評価手法の判定結果の専門的相談指導における効果的な活用方法についての整理。
- ・ 開発した評価手法の活用方法に関する研修の実施。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模：1課題当たり年間 18,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間：**最長3年間 令和4年度～令和6年度**

新規採択課題予定数：1課題程度※